

学校法人物療学園役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人物療学園（以下「学園」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、報酬とは、役員としての役務に対する給与であつて、旅費規程に基づき実費として支給される旅費は含まない。

(報 酬)

第 3 条 役員の報酬は、役員の報酬等の支給の基準による。

(退任慰労金)

第 4 条 役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給しない。

2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、これを支給しない。

(旅費の支給)

第 5 条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 旅費の額は別表第 1 のとおりとする。

(出張旅費)

第 7 条 出張の性質により、この規程に定める旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第 8 条 交通費は、非常勤の役員（専任職員である者を除く）が理事会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、最も経済的な通常の経路及び方法による実費を支給する。ただし、遠隔地から出席する者には、第 10 条に規定する旅費を併せて支給する。

(旅費規程の準用)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人物療学園旅費規程を準用する。

(改 正)

第 10 条 この規程の改正は、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決議する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条第 2 項関係)

旅 費 の 区 分		旅費額
鉄 道 賃		旅客運賃 グリーン運賃 特別急行料金
船 賃		上 級 料 金
航 空 賃		実 費
車 賃		実 費
日 当	A	4,000 円 (出張日数 1 日につき)
	B	2,500 円
	C	7,500 円
宿泊料	東 京 都	16,000 円
	その他の地域	14,000 円

(備 考)

日当の欄の A は、宿泊を伴う出張の場合、B は、宿泊を伴わない片道 300 キロメートル未満の地域へ出張の場合、C は宿泊を伴わない片道 300 キロメートル以上の地域へ出張とする。